令 和 6 年 5 月 (一財)茨城県環境保全事業団

<資料2>

新処分場における工事用車両への対応について

1. 工事用車両に掲示する標識について

マイカーを除く新処分場の工事用車両については、下記のゼッケンを車両前方に取り付けて運行いたします。

また、法定速度の遵守、運転マナーの徹底等を図るため、元請業者から運転管理者に対し、別紙4の文書による事前指導を行っておりますが、万が一違反行為を見かけた場合には、事業団までご連絡いただきますようお願いいたします。



幅 100cm

<工事用車両に掲示するゼッケン>

2. 梅林通りを通行する工事用車両の台数について

梅林通りを通行する工事用車両については、先月、事業団から地元4学区コミュニティ推進会へ通知したとおり、原則片道30台/日を上限としております。

なお、1日あたりの通行台数については、新設道路の工事を行う高萩工事事務所と調整 しながら、なるべく平準化するよう努めてまいります。

また、近隣の小中学校から翌月の下校時刻の予定表の提供を受け、下校時間帯をなるべく避けるよう配慮いたします。

3. 梅林通りにおける立哨の対応について

梅林通りを通学している児童の安全を確保するため、立哨による対応を実施いたします。 なお、実施方法については、当初予定していたシルバー人材センターの活用が困難となったことから、関係するコミュニティ推進会からご意見をいただきながら、現在調整しているところです。

<連絡先>

(一財) 茨城県環境保全事業団 新最終処分場整備日立事務所 〒316-0003 日立市多賀町2-1-4 多賀カシマビル1

TEL: 0294 (33) 8731 FAX: 0294 (33) 8716

E-mail: seibi@ef-kasama.or.jp

新産業廃棄物最終処分場建設工事 安全運行指導事項(株木JV)

別紙4

- 1. 右の図1の運行ルート以外の運行を禁止する
- 2. 梅林通りを運行する工事用車両の運行時間は、9時以降とすること
- 3. 騒音、振動の影響の防止のため、急発進、急ブレーキ、クラクションの使用をしないこと
- 4. 一般車両と区別できるよう、工事用車両は貸出する掲示物を必ず掲示すること(図2)
- 5. 万が一事故が発生した場合、緊急連絡先へ連絡をすること
- 6. 梅林通りの法定速度(40km/h)を遵守すること
- 7. 梅林通りへの進入は、油縄子交差点を水戸側(南側)からの左折のみとすること
- 8. 梅林通り付近に保育園及び小学校があるため、下校時には飛び出しに注意すること
- 9. 信号のない横断歩道があるため、歩行者がいる場合は必ず 一時停止をすること
- 10. 油縄子交差点左折後の道路が狭く湾曲しているため、一般車両との接触の無いよう注意すること
- 11. 道路交通法を遵守して運行をすること



図1 工事用車両の通過ルート



図2 工事用車両の掲示物

新産業廃棄物最終処分場建設工事 安全運行マップ (日立市諏訪町 梅林通り)



・飛び出しに注意